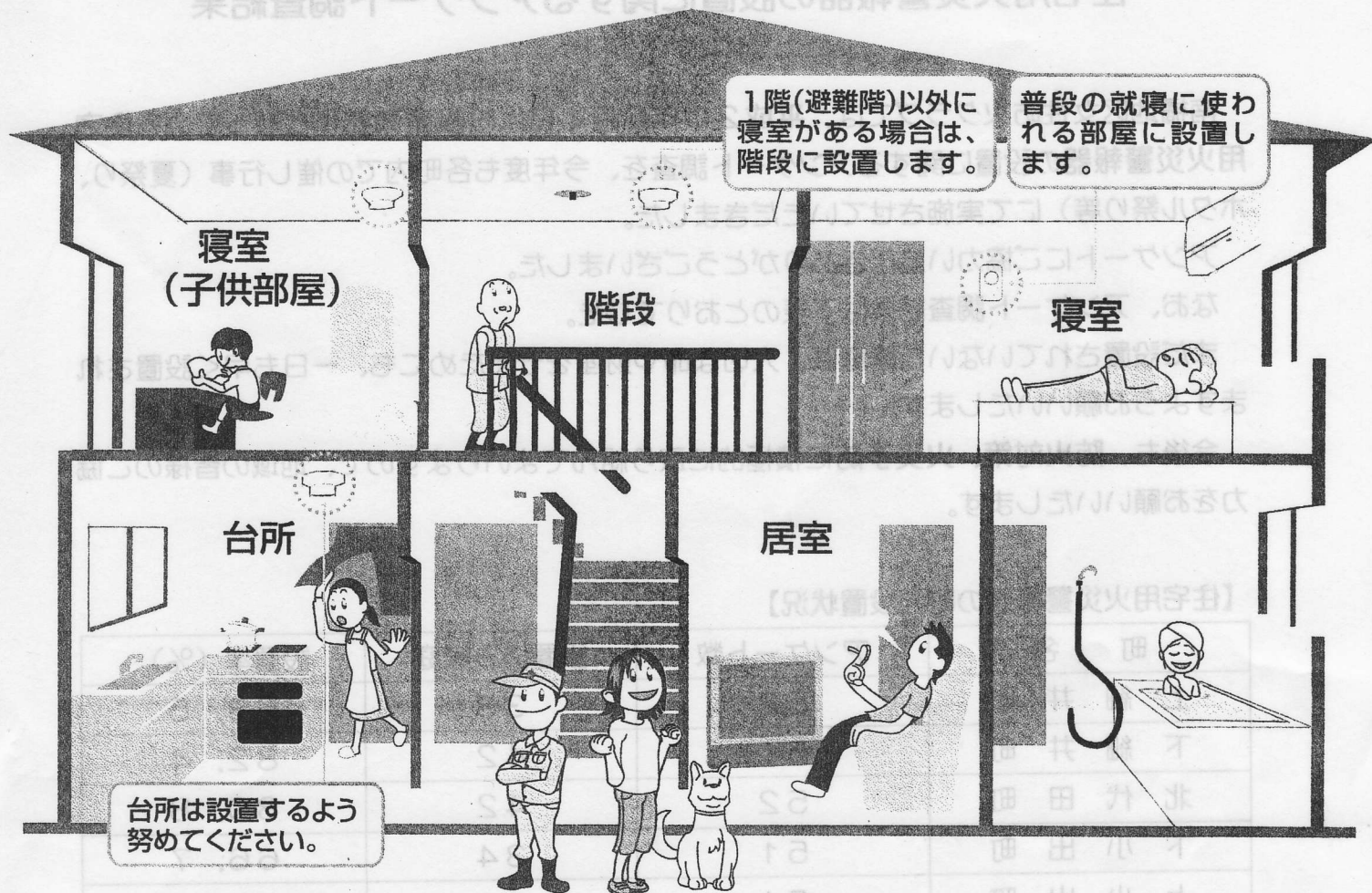


火災から大切な命を守るために、 住宅用火災警報器を設置しましょう

◎寝室と階段に設置が義務づけられているのは煙を感知するタイプです



■壁へつけるときの注意

壁掛けタイプの場合

15~50cm以内

警報器の中心が天井から15~50cm以内にくるように取り付けます。

■天井へつけるときの注意



60cm以上

警報器の中心を壁又は梁から60cm以上離して取り付けます。

エアコンなどがある場合



1.5m以上

エアコンや換気扇の吹き出し口付近から、1.5m以上離して取り付けます。

取付方法

前橋市消防局 電話 220-4500 (代表)

予防課 電話 220-4507

東消防署 電話 283-3399

南消防署 電話 267-0119

中央消防署 電話 220-4519

西消防署 電話 255-0119

北消防署 電話 231-0119